

【報告対象について】

(1) 報告の対象となる施設は。

⇒ 病院と診療所です。介護老人保健施設や介護医療院は報告の対象外です。

(2) 報告対象外となる医療法人は何も提出しなくてよい。

⇒ 四段階税制の適用により報告対象外となる場合は、その旨を様式3により報告してください。病院及び診療所を開設していない場合（老人保健施設や介護医療院のみの開設の場合）、提出は不要です。

(3) 病床数の変更により病院から診療所（又は診療所から病院）に変更した場合、様式1と様式2のどちらで報告をするべきか。

⇒ 会計年度終了日の病床数にて様式を選択してください。

(4) 廃止又は休止している医療機関は報告の必要があるか。

⇒ 会計年度中に廃止した医療機関、休止中の医療機関、どちらも報告が必要です。

(5) 附帯業務として実施している巡回診療所は報告対象となるか。

⇒ 報告の対象外です。

(6) 病院等が本来業務の中で実施している訪問看護等は報告に含める必要があるか。

⇒ 訪問看護等を実施している医療機関に含めて報告してください。

(7) 複数の医療機関を開設している場合は法人としてまとめて報告してもよい。

⇒ 開設している病院、診療所ごとに報告が必要です。

【様式への記載について】

(1) 基準日にある「医療法人の会計年度内の12月31日を末日とする1年間にある7月1日」とはどういうことか。

⇒ 例：令和5年9月1日から令和6年8月31日までの会計年度分の経営状況を報告する場合
会計年度内にある12月31日を末日とする1年間（＝令和5年）にある7月1日なので、
令和5年7月1日となります。（7～11月決算の場合は会計年度内の日付となりません。）

(2) 法人番号が分からない。

⇒ 以下に記載の国税庁法人番号公表サイトで確認してください。

・ [国税庁 法人番号公表サイト](#)

(3) 病床・外来管理番号が分からない。

⇒ 病床外来管理番号は、医療法第30条の13の病床機能報告対象病院、又は医療法第30条の18の2の外来機能報告対象病院等に付される番号です。G-MISにログインし、医療機関マスタで確認してください。（県では把握していませんので問い合わせいただいても回答できません。）

(4) 医療機関コード（10桁）が分からない

⇒「都道府県番号（広島県は34）」＋「点数表番号（医科：1 歯科：3）」＋「医療機関コード（7桁）」の10桁の番号です。

なお、広島県外に開設している医療機関の都道府県番号は国通知からご確認ください。医科と歯科でそれぞれ医療機関コードを有している場合は、医科のコードを記載してください。

医療機関コード（7桁）は各地域を所管している地方厚生（支）局のホームページで確認してください。

・[中国四国厚生局 HP](#)

(5) 「職種別給与総額及びその人数に関する情報」を報告しない場合、報告様式の2枚目の提出は不要か。

⇒ 任意項目について具体的な内容を記載できない場合には「＊」を記載し、全てのページを提出してください。

(6) 職種別給与の報告において、勤務している医師が1名で、役員報酬以外の給与を支給されていない場合、当該医師は報告対象外ということによいか。（医療機関であるにも関わらず、医師の給与費が報告されないことになる。）

⇒ 勤務している者が理事長たる医師1名のみで、他に非常勤職員を含めて勤務する者がいない場合には、人数を「経営状況に関する情報（診療所）」の「役員数（人）」に1人と記載し、その給与を同表の「医療費用」―「給与費」―「役員報酬」に全額記載してください。

また、「職種別給与総額及びその人数に関する情報（診療所）」については、各職種の全ての人数及び給与総額欄に「0」と記載いただくこととなります。

(7) 会計年度途中で医療機関を開設（廃止）した場合、どのように記載したらよいか。

⇒ 開設してから会計年度終了（会計年度開始から廃止）までを1年間として記載してください。この期間内に7月1日が含まれない場合、任意で定めた時点の情報を記載してください。

【その他】

(1) 都道府県をまたがって複数の医療機関を開設しているが、書面の場合、経営情報の報告はどこに提出したらよいか。

⇒ 医療法人の主たる事務所のある地域を所管する保健所へまとめて提出してください。

(2) 報告した内容は公表されるのか

⇒ 経営情報は、国の管理下でデータベース化し、医療政策等に活用されます。その他、分析結果は、国民の医療政策の理解のために情報提供が行われますが、報告いただいた個別の医療機関の情報の公表はしません。なお、情報開示請求があった場合にも経営情報は開示しません。